大網白里市再生土の埋立て等規制条例

に関する手引き

令和5年7月

大網白里市

はじめに

再生土を利用した土地の埋立て等の一部で、周辺の植生への悪影響や不適正な施工方法による崩落が発生したことを受け、千葉県では平成３１年４月に「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」を施行し、再生土の埋立て等について届出制による規制を開始しています。

県条例施行後、千葉県内において既に２０市町村（令和４年６月現在）で、再生土の埋立て等による被害が発生しないよう、条例などで再生土の使用について規制をしています。

本市としても、市内に住む方々が安心して過ごすことができるよう、この度独自で条例を制定し、再生土による埋立て等を原則禁止することとなりました。

再生土については、各事業者（施工事業者）においても既に利用されたことがあるかと思いますが、条例の趣旨をご理解の上、制度へご協力くださるようお願いします。

なお、本手引きでは、条例の適用除外に関する内容や定義を改めて掲載していますので、参考としてください。

※法令等の改正により、手引きの改訂が見込まれるため、常に最新の手引きを参照ください。

令和５年7月1日改訂

Ｐ２･･･「大網白里市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例」 ⇒ 「大網白里市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」

○再生土の埋立て等に関する主な用語

|  |  |
| --- | --- |
| 用 語 | 意 義 |
| 再生土 | 建設汚泥等の産業廃棄物を原料として、脱水、破砕等の処理を行い、土砂状としたものをいいます。再生土は、土地造成等における埋立て用の資材として有償で取引されるものです。再生土の原料となる産業廃棄物としては、建設汚泥、燃え殻、ばいじん、がれき類などがあります。また、「土砂状」とは、日本統一土質分類の礫、礫質土、砂、砂質土、シルト、粘性土に準じた粒径及び粒度分布を呈するものをいいます。なお、本市では再生砕石（ＲＣ）についても、再生土として取り扱います。 |
| 再生土の埋立て等 | 再生土を土地に堆積する行為をいいます。具体的には、再生土の埋立てや盛土のほか、土地の上に一時的に再生土を堆積する行為（ストックヤード、仮設道路等）も含まれます。なお、本市では、適用除外案件を除き、原則再生土の使用を禁止しています。 |
| 土砂の埋立て等 | 山砂などの購入土や建設現場などから発生する建設発生土などを用いて、土地の埋立て、盛土、堆積などを行う行為をいいます。 |
| 残土条例 | 「大網白里市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」は、一般的に「残土条例」と呼ばれています。自然由来（＝地山）の土砂等（土砂等を石灰で改良したものを含む。）による埋立て等は、残土条例の規制対象となります。再生土は、外見は土砂状を呈していますが、産業廃棄物由来のリサイクル製品であることから、残土条例の「土砂等」には該当しません。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 用 語 | 意 義 |
| 埋立て | 周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てることをいいます。例えば、建設残土等で山間部の谷地を埋め立てる「残土処分場」などが該当します。 |
| 盛土 | 周辺地盤面より高くなるように土砂を盛り、かつ、その形状の変更の予定がないものをいいます。例えば、農地や宅地の造成等が該当します。また、盛土高は、法肩と法尻の高低差をいいます。 |
| 堆積（一時保管を含む。） | 周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂を盛り、その形状の変更が予定されているものをいいます。例えば、ストックヤードやいわゆる「仮置き」などが該当します。 |
|  |
| 産業廃棄物 | 産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）に基づき定義されたものとなります。再生土とされる物が、埋立て資材としての品質を満たしていない場合や、有償で譲渡されない場合などは、大網白里市再生土の埋立て等規制条例で規定する再生土とは認められず、廃棄物として取り扱われ、廃棄物処理法に基づく撤去等の適正処理を求めることとなります。 |

大網白里市再生土の埋立て等規制条例（以下「条例」といいます。）及び大網白里市再生土の埋立て等規制条例施行規則（以下「規則」といいます。）の内容（留意事項）について

○「再生土」に関する定義

・産業廃棄物由来とされていることから、廃棄物処理法の改正などにより定義が変更された場合は、規則等の改正にて対応します。また、相応の根拠を持って定義づける場合などは、本手引きにて対応を行います。

（条例第２条及び規則第２条、第３条、第４条を参照。）

産業廃棄物由来による再生土の適合品及び不適合品の流れについて

**廃棄物処理法に基づく規制**

産業廃棄物

（建設汚泥等）

中間処理

（脱水・破砕等）

最終処分場で

埋立て処分

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　不適合

埋立て資材として製品化

※適合品

・産業廃棄物を原料とした処理後物で土砂状を呈したもの（ＪＩＳ規格を満たす再生砕石、公的機関等で認証された鉄鋼スラグ等を含む。）は、この条例に規定する再生土に該当します。

※不適合品

・土壌溶出量基準（環境基準）や土壌含有量基準（土壌汚染対策法）を超える有害物質を含んでいたり、建設混合廃棄物が混入していたりするなど、埋立て資材としての品質を有していない再生土は廃棄物に該当します。

　　　　　　　　　　　　　　　適合

再生土

　　　　　　　　　　再生土による

　　　　　　　　　　埋立て

再生土の埋立て等規制条例により、原則使用禁止（例外規定はＰ５及びＰ６参照）

○条例の適用が除外される工事

・条例第３条により規則第６条に規定されている団体については、規則第７条の適用除外の届出を提出することにより、再生土の埋立て等を行うことができます。

国、地方公共団体等が行う事業、すなわち公共事業において埋立て等を行う場合は、施工者の責任において、崩落等や環境影響の防止措置を図っており、この面での安全性が確保されているとみなされるためです。
　なお、国、地方公共団体のほか、規則に定める公団、公社等についても、同様の措置が図られていると認められるため、条例の適用除外としています。

また、条例の適用除外であっても他法令の手続きは必要となります。

（※事業の内容が公共工事に準ずるものとして判断された場合、改めて協議検討を行います。）

・規則第５条第２項第２号に規定されている舗装工事については、道路及び駐車場などの舗装に関する工事となります。

ただし、舗装（路盤、基層及び表層）の設計条件及び施工条件（公益社団法人日本道路協会が発行する舗装設計施工指針等に準じます。）を満たす性能及び品質を有する粒状路盤材として再生土を当該現場で埋め立てる場合に限られます。

なお、舗装工事に伴う土地造成（路床及び路体）において再生土を使用する場合は、この条例の対象となりますので、使用することはできません。御注意ください。

※道路等の舗装工事（＝路盤、基層及び表層を敷設する工事）



**再生土使用不可**

・市道の舗装構成基準は、市建設課へお問い合わせください。

・市建設課にて、各区・自治会等へ支給している砕石については、主に市道等の補修に使用されることから条例の対象外とします。また、補修の名目で埋立てと同等の行為を行うことは、本条例の主旨に反することとなります。

・建築物その他の工作物の新築、改築又は除去に伴って発生したコンクリート、コンクリートくず及びアスファルト（瀝青（れきせい）材料、骨材、フィラー等から成るアスファルト合材のことをいいます。）を原料とする再生砕石によって行われる基礎工、裏込工及び埋戻工並びに一時堆積は、この条例に規定する再生土の埋立て等には該当しません。

・ガーデニングやカーポート等の施工に伴う基礎も同様とします。

　また、市内における地中埋設管等の周りについては管路保護のため、再生土の使用を規制する場合があることから、埋設管管理者へ確認をしてください。

・商品名で「再生砕石」、「再生路盤材」などと称していたり、あるいは工事名で「舗装工事」、「基礎工事」などと称していたとしても、そのことを理由として条例の適用が除外されるわけではなく、その資材の品質や使用の実態などから個別的かつ総合的に判断することになります。

・産業廃棄物を、それが発生した現場内で中間処理し、同一の現場において自ら利用する場合は、この条例の対象とはなりません。

（例：舗装を砕いて、砕石として埋め戻すなど）

・使用する再生土は有償で譲渡されていることが原則であり、運搬費などの諸経費を考慮した上で有償性が担保されている必要があります。

再生土の埋立て等は、埋立て後の土地の利用目的が必要であり、経済的合理性に基づいて再生土が使用される必要があります。

・再生土の埋立て後に条例の適用除外に該当しないことが判明した場合は、無届埋立てとしてその再生土の撤去を求めるほか、廃棄物の不法投棄として廃棄物処理法が適用されることがありますので、御注意ください。

再生土の使用に関するフロー

（ただし、廃棄物処理法に基づく許可を受けている場合を除く。）

再生土の使用について、

規則第５条第２項第２号に規定されている舗装工事ですか。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　はい

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　いいえ

届出は不要となります。

再生土の使用について、基礎工、裏込工及び埋戻工のいずれかですか。

届出は不要となります。

再生土の使用について、国、地方公共団体等が行う公共事業（規則第６条に規定されている団体を含む。）ですか。

再生土使用不可

規則第７条に基づく適用除外の届出を提出してください。（審査に時間を要すること、また、不備等が見受けられる場合は、再提出や追加書類をお願いすることから、事前の相談及び余裕をもった届出をお願いします。）

○市が行う行政処分・立入検査等

・条例第３条には再生土の埋立て等の禁止等が明記されています。

　条例第４条以下には、違反行為を行っている者又は、疑われる者に対する、措置命令・罰則の規定や、市職員による報告徴収・立入検査などの規定が明記されています。

①中止命令等（条例第４条）

市長は、第３条第１項の規定に違反して再生土の埋立て等を行った者に対し、当該再生土の埋立て等の中止を命じ、又は期限を定めて原状回復を命じることができます。

②報告徴収（条例第５条）

市長は、この条例の施行に必要な限度において、再生土の埋立て等（その疑いがある物を含む。）を行っており、又は行ったと認められる者に対し、再生土の埋立て等に関し、必要な報告を求めることができます。

③立入検査（条例第６条）

市長は、再生土の埋立て等に供するものと認められる区域又は再生土の埋立て等を行っており、若しくは行ったと認められる者の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができます。この場合において、再生土であることの疑いのある物を使用しているときは、検査のため必要最小限度の分量に限り、当該区域内の土を無償で採取させることができます。

（検査の内容は、県残土条例及び県再生土条例における土質及び水質検査の基準に準じます。）

④罰則（条例第８条及び第９条）

この条例の規定に違反した場合は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金が科されることがあります。

○各種様式について

（適用除外届出書は施工者が作成し、提出してください。）

　第１号様式（第７条）

|  |
| --- |
| 適用除外届出書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日大網白里市長　様　　　　　　　　　　　　　　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）届出者　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）電話番号担当者名大網白里市再生土の埋立て等規制条例第３条第１項ただし書の規定により、再生土の埋立て等の適用除外に該当するので、同条第２項の規定により、下記のとおり関係書類及び図面を添えて届け出ます。記添付書類　１　再生土の埋立て等に供する区域の位置図及び付近の見取図　２　再生土の埋立て等に供する区域の計画平面図及び計画断面図（施工前後の構造が確認できるものに限る。）　３　再生土の埋立て等に供する区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し　４　再生土の埋立て等に使用される再生土の販売事業者ごとの搬入量及び搬入期間を記載した書面　５　再生土の埋立て等に使用される再生土の性状を証する書面　６　再生土の埋立て等に使用される再生土の売買に関する事項を記載した書面　７　再生土の崩落、飛散、流出を防止する措置の内容を記載した書面　８　再生土の埋立て等による周辺地域の生活環境への影響を防止する措置の内容を記載した書面　９　擁壁を用いる場合は、当該擁壁の断面図及び背面図　１０　再生土の埋立て等に使用される再生土の搬入経路図　１１　再生土の埋立て等の施工の方法及び工程を記載した施工計画書　１２　この条例以外の法令等で規制があり、それぞれの法令等の適用を受け、許認可等が必要なものについては、その写し　１３　その他市長が必要と認める書類及び図面等 |

No１　再生土の埋立て等に供する区域の位置図及び付近の見取図

・位置図については縮尺を２５，０００分の１程度とし、埋立て区域に至るまでの道路や、周辺の状況が判別できるものとしてください。

・見取図については縮尺を２，５００分の１程度とし、埋立て区域の周辺の住居や公共施設等が判別できるものとしてください。

No２　再生土の埋立て等に供する区域の計画平面図及び計画断面図（施工前後の構造が確認できるものに限る。）

・実測値に基づいて作成し、縮尺は２５０分の１から５００分の１程度としてください。

・平面図は、施工前の現況図と施工後の計画図のそれぞれが必要となります。

・平面図には、埋立て区域の範囲、再生土の搬入路、崩落等防止措置及び環境影響防止措置等を記載してください。

・断面図は縦断図と横断図をそれぞれ作成することとし、崩落等防止措置及び環境影響防止措置を併せて記載してください。

・縮尺等の都合により、平面図及び断面図の中に崩落等防止措置及び環境影響防止措置の内容が記載できない場合は、別途拡大図を作成してください。

・一時堆積の場合は、計画する最大堆積量により作成してください。

No３　再生土の埋立て等に供する区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し

・市へ届出を行う日から、３ヶ月以内に取得したものを添付してください。

・埋立て区域内に所在する土地の全てについて必要です。

・公図は埋立て区域及びその周辺を含んだ範囲とし、各筆ごとに地番、地目、地積、所有者の氏名及び住所を記載してください。

・埋立て区域が複数の公図にまたがる場合は、公図集合図（公図転写連続図、合わせ公図等）を作成してください。

・埋立て区域の境界を赤線で明示してください。

No４　再生土の埋立て等に使用される再生土の販売事業者ごとの搬入量及び搬入期間を記載した書面

・再生土の搬入予定量、最大日量、搬入期間及び搬入時間を、製造事業者・販売事業者ごとに区分して記載してください。

・販売事業者と製造事業者のそれぞれの連絡先等を記載してください。

・製造事業者（中間処理業者）について、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業の許可証の写しを添付してください。

（参考書式）



No５　再生土の埋立て等に使用される再生土の性状を証する書面

・使用される再生土は、届出者が造成資材として有価で購入するものですので、土地利用計画で要求される品質を満たしていることが前提となります。

・届出者として、使用する再生土にどのような品質を要求しているのかを示してください。その内容は、埋立て後の土地利用計画と整合性が取れていることが必要です（例えば、土地利用計画と見合わない低品質の再生土を使用することは、再生土の処分（廃棄）の疑いを生じさせることになります。）。

・書式のひな形を次のページに掲げますので、造成資材として再生土を使用するに至った事情及び経緯のほか、土地利用計画で求める造成資材の品質と、使用する再生土やその他の資材（山砂・建設発生土など）の品質との比較の結果などを記載してください。

・使用する再生土が、その要求品質を満たしていることを証する書面（作成からおおむね１か月以内のもの）として、次の書類を添付してください。

①分析結果証明書（計量法に基づき登録された事業者が発行したもの）

・水素イオン濃度及び塩化物イオン濃度

・千葉県再生土の埋立て等に係る行政指導指針に係る項目（土壌溶出量基準、土壌含有量基準及びダイオキシン類）

※再生土の原料にかかわらず、全ての項目の分析結果が必要です。

②粒径及び粒度分布

③コーン指数、せん断抵抗角度及び粘着力

④写真（再生土の色、状態等の外観が分かるもの）

（参考書式）

特定埋立て等に使用される再生土の性状を証する書面

１ 届出者が求める再生土の品質について

（１）土地利用計画の概要

（２）造成資材が満たすべき品質

（３）再生土と他の資材との比較検討結果

（４）その他参考となる事項

２ 使用する再生土の品質

（１）再生土の製造事業者及び販売業者

ア 製造事業者の名称及び住所

イ 販売事業者の名称及び住所

（２）再生土の原料等

ア 原料となる廃棄物の種類

イ 処理の方法

（３）使用する再生土の性状と要求品質

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 要求品質 | 使用する再生土 | 適否 |
| ｐＨ・塩化物 |  |  |  |
| 溶出・含有・ダイオキシン類 |  |  |  |
| 粒径及び粒度分布 |  |  |  |
| コーン指数 |  |  |  |
| せん断抵抗角度 |  |  |  |
| 粘着力 |  |  |  |
| （その必要な項目） |  |  |  |

注）使用する再生土について、上表に記載した品質を裏付ける書類（分析結果証明書等）を添付すること。

No６　再生土の埋立て等に使用される再生土の売買に関する事項を記載した書面

・再生土の製造事業者（中間処理業者）から埋立て事業者（届出者）に至るまでの取引内容（販売費及び運搬費）を明記した相関図を作成してください（記載例参照）。

・再生土の売買契約書を添付してください。なお、当該売買契約書において運搬費の取扱いが記載されていない場合は、運搬費が確認できる書面を別に添付してください。

・届出者が使用する再生土の量が製造事業者の製造能力と整合性が取れていない場合等は、必要な再生土の量が確保できていることが分かる書類の提出を求めることがあります。

（記載例）

再生土の売買に関する相関図

再生土の製造事業者

（株）○○環境開発

○○市○○区○○１２３番地

再生土の販売事業者

（株）○○建材

○○市○○９８７番地

再生土の売買代金 ○○○○○円（○○○円／㎥）

再生土の運搬費 　○○○○○円（○○○円／㎥）

埋立て等の届出者

（株）○○○○

○○市○○○４５６番地

※製造事業者から直接購入する場合は、販売事業者を省略してください。

No７　再生土の崩落、飛散、流出を防止する措置の内容を記載した書面

・埋立て、盛土、堆積を行った現地の形状に合わせて、崩落、飛散、流出を防止する措置を行う。一例を挙げると、斜面の盛土の場合は、斜面安定工の実施。埋立て及び堆積の場合については、散水及びシートなどが考えられます。

No８　再生土の埋立て等による周辺地域の生活環境への影響を防止する措置の内容を記載した書面

・再生土は主にセメントや石灰などによる処理をされているため、排水がアルカリ性を示す場合があり、周囲の植生に影響を与える場合があることから、平面図に排水経路図及び流域図を記載し、併せて周辺居住者へ事業説明をお願いします。（周辺居住者＝事業区域境界より１００ｍ以内の世帯主）

・排水を事業場外に放流する場合は、流量計算書及び埋立て区域から直接接続する水路等の施設管理者、水利権者等の排水同意書などを添付してください。

・排水施設を設置する場合は設置計画図を、又調整池、浸透池、沈砂池等の設置が必要な場合は、容量計算書及び構造図等を作成してください。

No９　擁壁を用いる場合は、当該擁壁の断面図及び背面図

・縮尺１/２０～１/５０程度の断面図及び平面図を添付してください。

・背面図は、擁壁の裏面の構造が判別できるものとしてください。

・構造については、宅地造成規制法施行令を参照願います。

・擁壁を用いる場合は、当該擁壁の概要、構造計画、応用算定及び断面算定を記載した構造計算書を作成し、その根拠資料を添付してください。安定計算による安全が確認されているものであることが必要です。

No１０　再生土の埋立て等に使用される再生土の搬入経路図

・再生土の製造事業者（又は販売事業者）から現場までの経路及び、現場付近における拡大経路図を添付してください。

No１１　再生土の埋立て等の施工の方法及び工程を記載した施工計画書

・施工計画書には、おおむね次に掲げる項目について記載した上で、関係図面等を添付してください。

①事業概要（埋立ての目的、区域、事業者名、工事内容）

②計画工程（工事の種別及び段階ごとにネットワーク又はバーチャートで

作成した工程表。）

③現場組織表（現場の組織編制、命令系統、業務分担、担当者の氏名のほか、再生土の製造事業者、販売事業者及び運搬事業者、設計者並びにコン

サルタント等の関係者全てを記載願います。）

④使用機械（名称、規格、台数及び使用工種）

⑤使用資材（再生土以外で使用する資材の名称、規格、数量及び使用工種）

⑥施工方法（工事全体のフロー図のほか、各工種における作業フローを併

せて作成してください。記載事項は、作業環境、施工時期、施工上の留意

事項、施工方法の要点、制約条件等です。）

⑦施工管理計画（工程管理、品質管理、出来形管理、写真管理、行政等の立

入検査及び検査・確認項目）

⑧安全管理（工事安全管理対策、安全衛生管理組織図、日常安全管理、作

業主任者及び必要有資格者一覧表、その他の安全衛生対策）

⑨緊急時の体制及び対応（災害対策時の対応、雨天時等の作業中止基準、

緊急時の連絡先）

⑩交通管理（交通安全管理対策、過積載及び不法改造車両による運搬防止

対策）

⑪搬入車両一覧表（再生土の搬入に使用する全ての車両）

⑫環境対策（特定埋立て区域の周辺環境保全対策について記載してくださ

い。具体的には、騒音・振動、水質汚濁、ゴミ・ほこりの処理、事業損失

防止措置、産業廃棄物の対応などです。）

⑬現場作業環境の整備（仮設関係、安全関係及び営繕関係の計画）

⑭工事請負契約を締結する場合の請負契約書等

⑮住民・市町村等対応関係

⑯その他

No１２　この条例以外の法令等で規制があり、それぞれの法令等の適用を受け、許認可等が必要なものについては、その写し。

・埋立て等に当たっては、様々な法令の適用を受けることがあります。以下に主なものを例示しますので、関係部署との調整をお願いします。

① 埋立て区域内に森林がある場合（森林法等：農業振興課）

② 埋立て区域内に農地がある場合（農地法：農業委員会事務局）

③ 埋立て区域内に農用地区域がある場合（農振法：農業振興課）

④ 埋立て後に建築物等を建築する計画がある場合（都市計画法等：都市

整備課）

⑤ 埋立て区域内に場外から搬入した土砂等を埋め立てる場合（残土条

例：地域づくり課）

⑥ 埋蔵文化財の有無の確認（文化財保護法：生涯学習課）

⑦ 埋立て区域内に法定外公共物（赤道・青道）がある場合（法定外公共

物管理規則等：建設課）

⑧ 道路において工事又は作業をしようとする場合（道路交通法：東金警

察署）

⑨ 道路に一定の施設を設置し、継続して道路を使用する場合（道路法：建

設課）

⑩ 埋立て区域において面積３，０００㎡以上の土地の形質変更を行う場合（土壌汚染対策法：千葉県水質保全課）

⑪ 屋外における土石の堆積を行う場合（景観条例：都市整備課）

⑫ その他の法令

上記に例示した法令のほか、その他の関係法令についても、その許認可

等の必要性の有無を十分に確認してください。

第２号様式（第８条）

|  |
| --- |
| 中止・原状回復命令書達第　　　　　号　　年　　月　　日　　　住所(法人にあってはその所在地)　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　様(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)　 大網白里市長　　　　　　　　　　印　　　あなたは、大網白里市再生土の埋立て等規制条例第３条第１項の規定に違反して再生土の埋立て等を行ったので、同条例第４条の規定に基づき、下記のとおり(中止・原状回復)を命令します。記　1　命令内容　教示　　１　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、大網白里市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。　　２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大網白里市を被告として（訴訟において大網白里市を代表する者は大網白里市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 |

第３号様式（第９条）

（表）

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　号身　分　証　明　書　　　　　　　　　　　　　　　　所　　属写　真　職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　上記の者は、大網白里市再生土の埋立て等規制条例第６条第１項の規定により、立入検査を行う職員であることを証明する。　　　　　年　　月　　日発行　　大網白里市長　　　　　　　　　　　　　 |

（裏）

|  |
| --- |
| 　　大網白里市再生土の埋立て等規制条例（抜粋）（立入検査）第６条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、再生土の埋立て等に供するものと認められる区域又は再生土の埋立て等を行っており、若しくは行ったと認められる者の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。この場合において、再生土であることの疑いのある物を使用しているときは、検査のため必要最小限度の分量に限り、当該区域内の土を無償で採取させることができる。２　前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 |

注　用紙の大きさは、縦６センチメートル、横９センチメートルとする。